

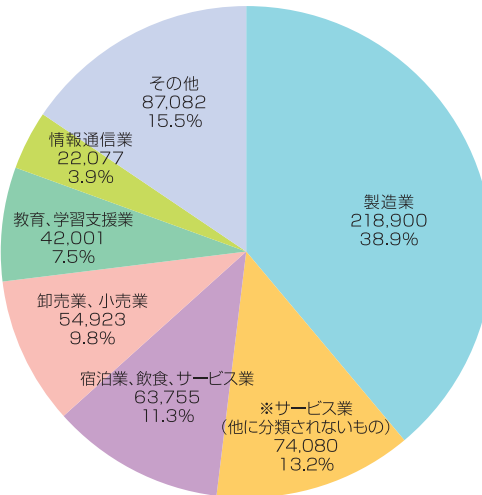
(5) ものづくりにおける外国人労働者

外国人労働者数を地域ごとにみると、東京、愛知、静岡、神奈川、大阪の上位5都府県で、全体の53.7%を占めている。

産業別にみると、製造業が最も多く、218,900人と全体の38.9%を占めている(図122-9)。

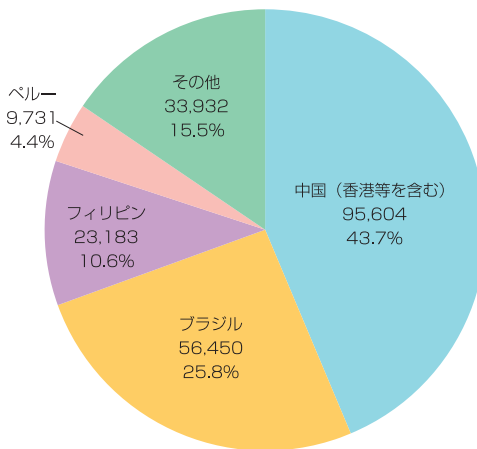
製造業の外国人労働者を出身地域別にみると、中国(43.7%)とブラジル(25.8%)が多い(図122-10)。

図 122-9 産業別外国人労働者の割合



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(2009年10月末現在)」
備考：※「サービス業(他に分類されないもの)」には、建設設計業、デザイン業、法律事務所、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

図 122-10 製造業における国籍別外国人労働者の割合

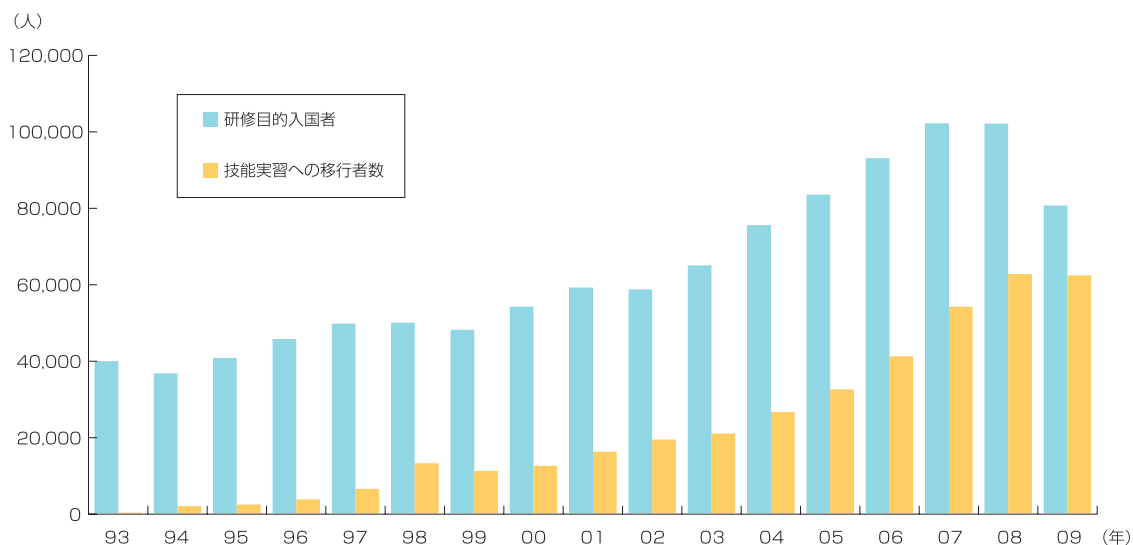


資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(2009年10月末現在)」

技能実習制度は、研修期間と合わせて最長3年の期間において、外国人研修生が研修により一定基準以上の技能、技術又は知識(以下、技能等)を修得した場合、雇用関係の下、生産現場での労働を通じて、より実践的な技能等を修得する制度であり、開発途上国の「人づくり」に協力するための技能移転の仕組みとして1993年に創設されたものである。出入国管理及び難民認定法上の在留資格を「研修」から「特定活動」へ変更することにより技能実習が可能となる。制度創設以来、「研修」から「技能実習」への移行者は、2009年において62,207人で(図122-11)、国籍別には、技能実習生の

約80%が中国で、次いでベトナム、インドネシア、フィリピン、タイの順となっている。受入れ側の状況をみると、受入れ人数の多い職種は、①機械・金属関係、②繊維・衣服関係、③食料品製造関係となった。財団法人国際研修協力機構(JITCO)が研修から技能実習への移行手続きの支援を行った受入れ企業数は19,268企業(2008年度)であり、その半数以上が従業員規模19人以下の中小零細企業である。また、技能実習生の在留地域を都道府県別にみると、愛知(機械・金属等)、岐阜(繊維・衣服等)、広島(機械・金属等)、茨城(農業等)が多い。

図 122-11 外国人技能実習生の状況



資料：法務省調べ

3 就業者の年齢構成

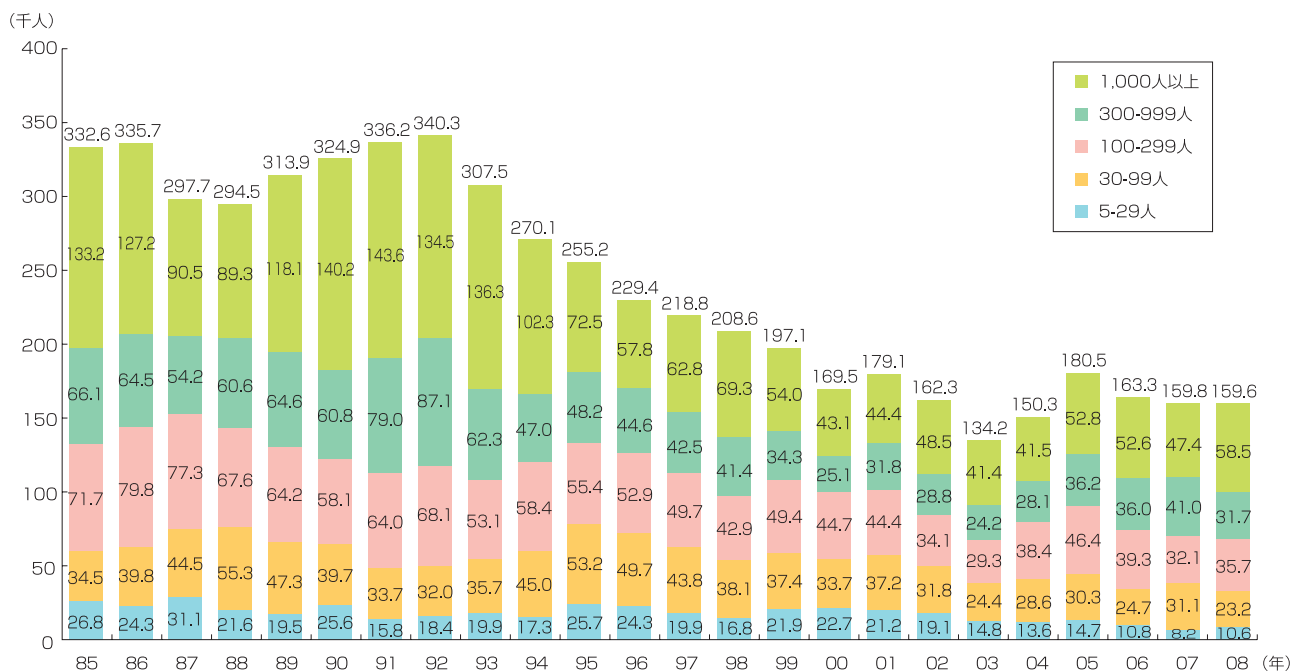
(1) 新規学卒入職者等の状況

製造業における新規学卒入職者数は、2003年と比べると増加してきているが、1990年代初頭の半数程度の

水準に留まっている（図 123-1）。

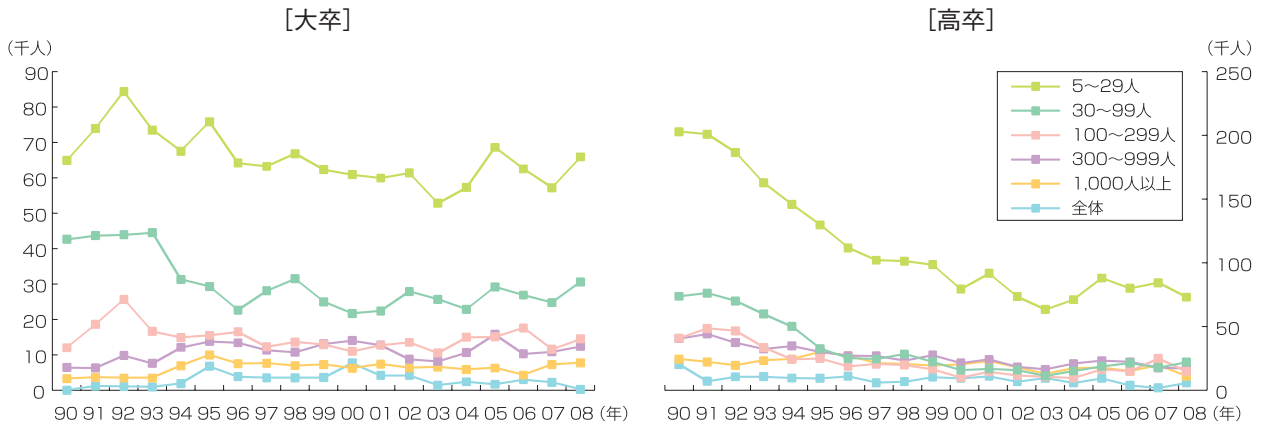
製造業における2008年の新規学卒入職者数を学歴別にみると、大卒については6万6千人、高卒については7万4千人と、前年に比べ大卒は15.2%増加、高卒は13.4%減少している（図 123-2）。

図 123-1 製造業における新規学卒入職者数の推移



資料：厚生労働省「雇用動向調査」より作成

図 123-2 製造業における学歴別の新規学卒入職者数の推移

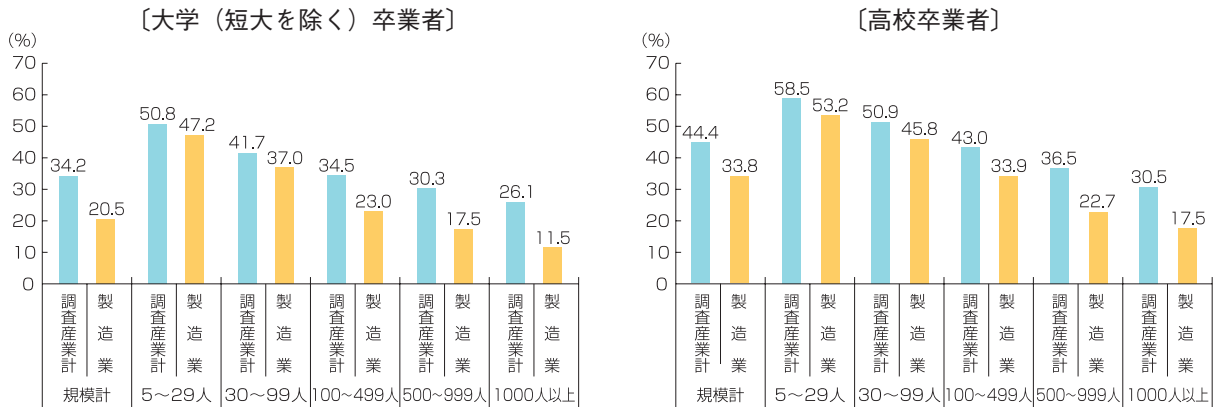


資料：厚生労働省「雇用動向調査」

製造業において、新規学卒者が卒業後3年以内に離職する割合は、「七・五・三」（中卒で7割、高卒で5割、大卒で3割が、3年以内に離職）ともいわれる調査

産業計の水準に比べると低いが、調査産業計と同じく企業規模が小さいほど離職率が高くなる傾向にある（図123-3）。

図 123-3 2006年新規学卒就職者の3年後までの離職率（規模別）



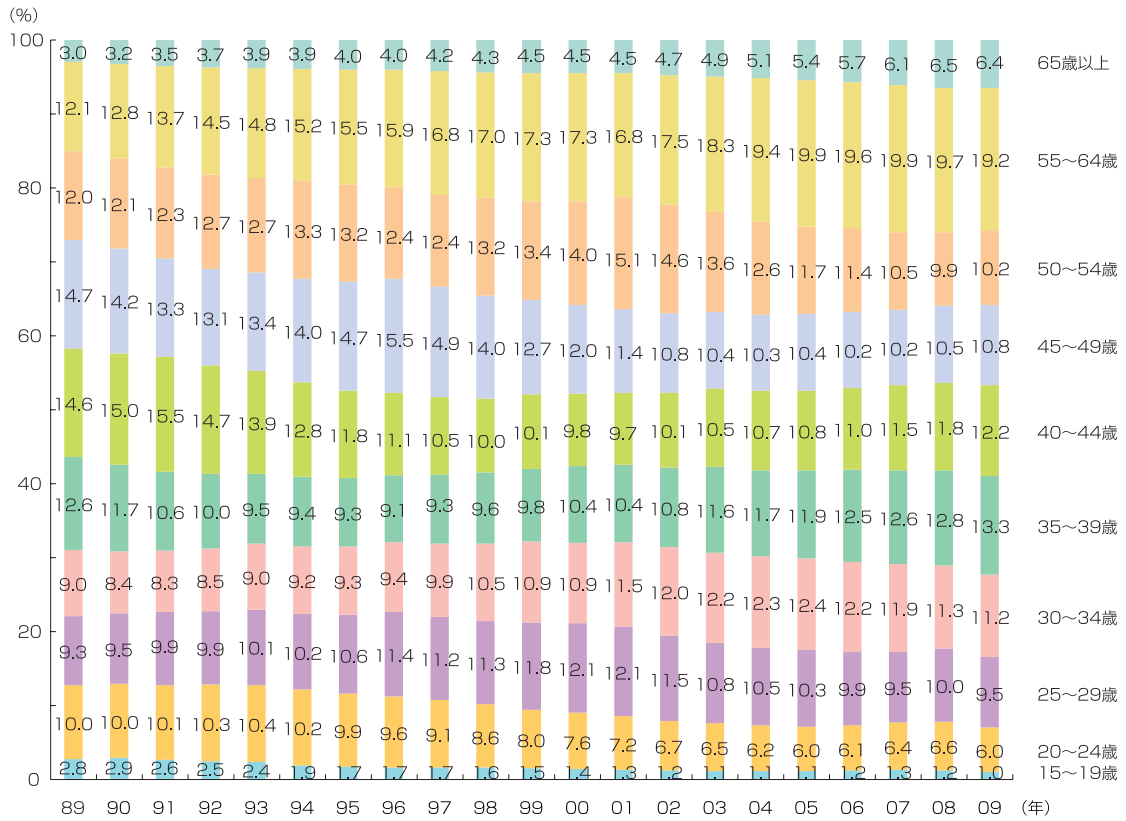
資料：厚生労働省調べ

(2) 製造業における高齢化の進展

製造業においては、若年者の入職者数が長期的に減少傾向で推移してきたこと等に伴い、高齢化が進展している。製造業における年齢構成をみると、就業者に占める

55歳以上割合は、2009年において25.6%となっており、いわゆる団塊世代(概ね1947～1949年生まれ、2009年時点では概ね59～62歳)を含む年齢階層が比較的大きな割合を占めている(図123-4)。

図 123-4 年齢階層別就業者数（製造業）



備考：「労働力調査」の産業区分は2003年から、2002年改定の産業分類で表章しており、それ以前の産業分類で、表章している2002年以前の数値とは数値が接続しない点、留意が必要。
資料：総務省「労働力調査」

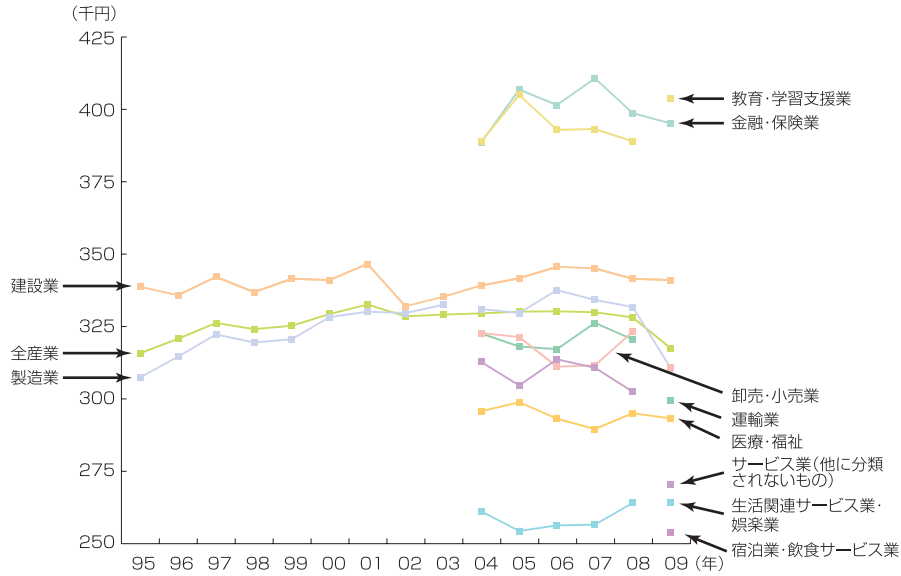
4 賃金・労働時間の動向

製造業における労働者（一般労働者）の賃金をみると、きまって支給する現金給与額については、2002

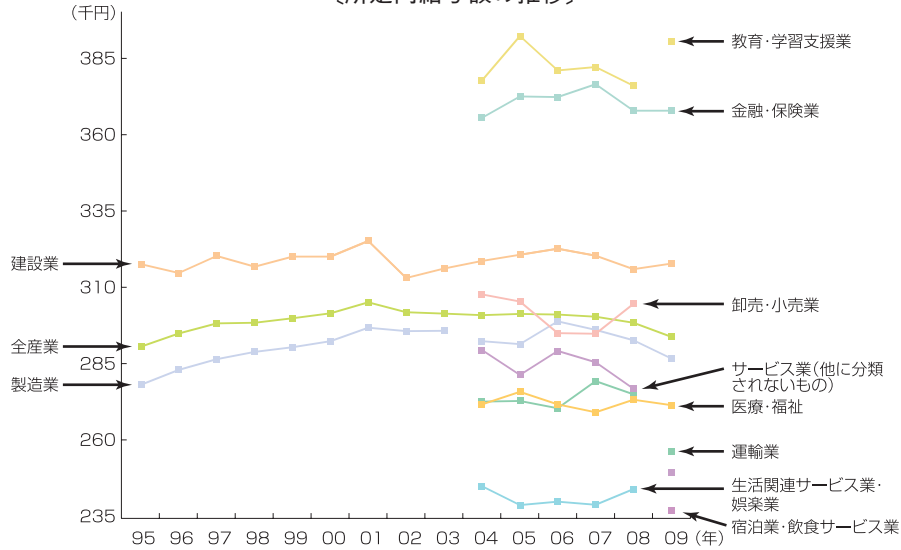
年以降はおおむね製造業が全産業平均を上回っているが、2009年は下回った。所定内給与額については、製造業は全産業平均より低い状況が続いている（図124-1）。

図 124-1 業種別の賃金比較

〔きまって支給する現金給与額の推移〕



〔所定内給与額の推移〕

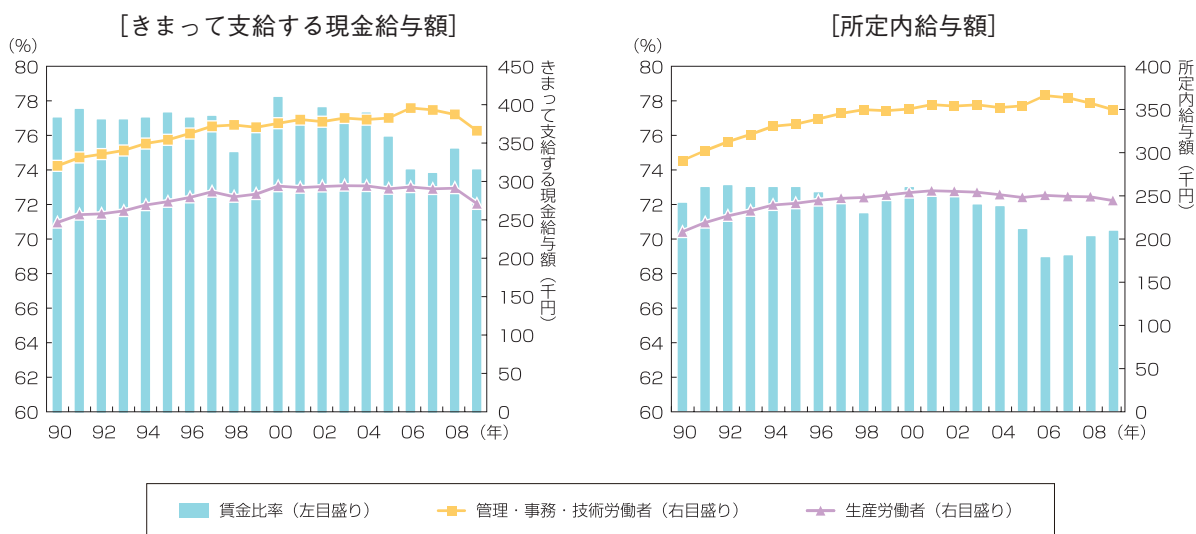


備考：1. きまって支給する現金給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件により6月分として支給された現金給与額をいい、所得税等を控除する前の額をいう。
 2. 所定内給与額とはきまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。
 3. 「賃金構造基本統計調査」は2004年及び2009年において、それぞれ集計に用いた産業分類が変更されているので、一部の産業ではそれ以前の数値と接続しない点、留意が必要。
 資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

次に、生産労働者と管理・事務・技術労働者の賃金を比較すると、生産労働者の方が低くなっており、きま

て支給する現金給与額、所定内給与額のいずれも、管理・事務技術労働者の7割程度となっている（図 124-2）。

図 124-2 製造業における管理・事務・技術労働者と生産労働者の賃金比較

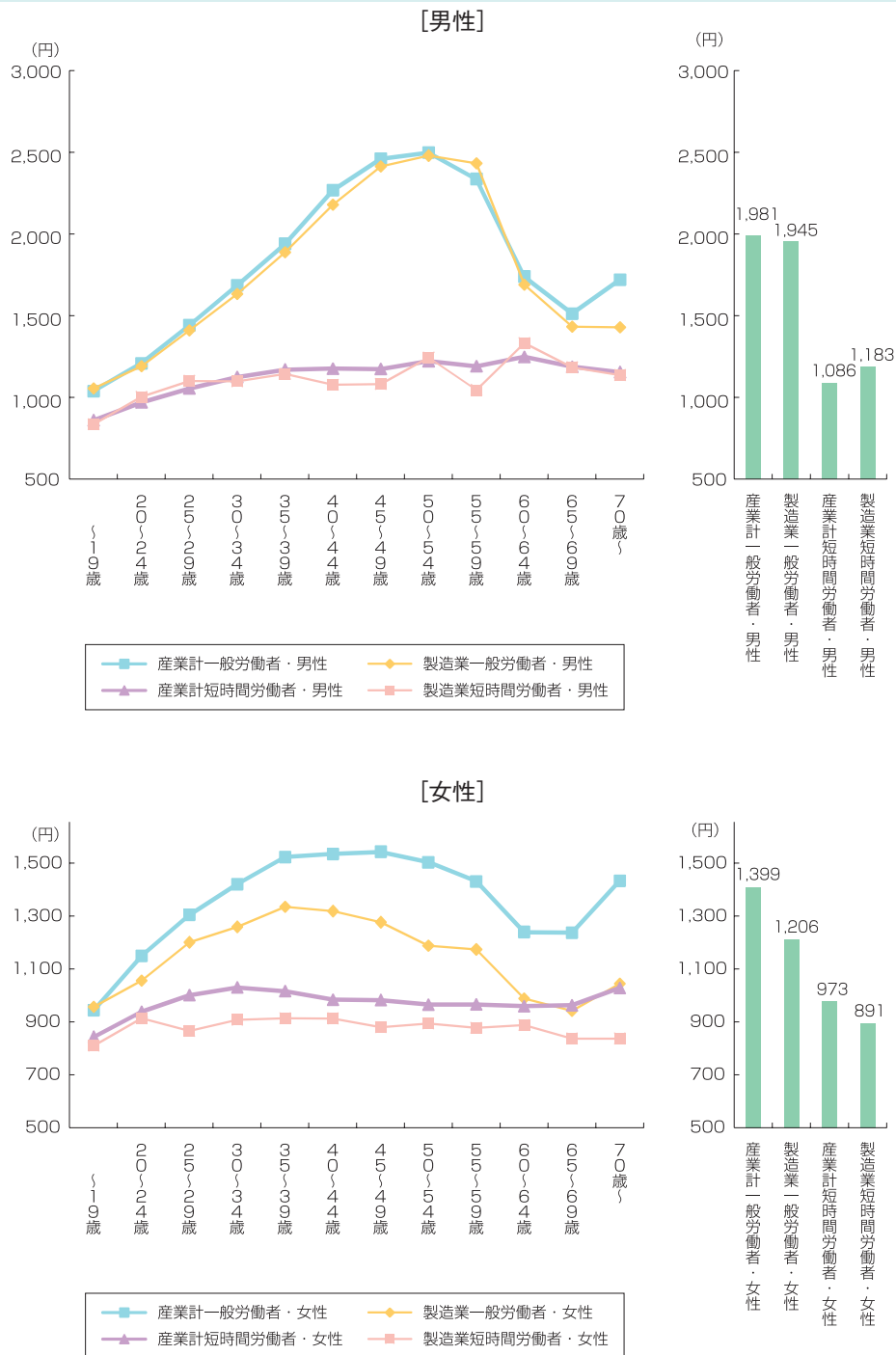


備考：1. 賃金比率は管理・事務・技術労働者の賃金額を100としたときの生産労働者の賃金額の割合である。
 2. 労働者とは、一般労働者を指す。
 資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

短時間労働者と一般労働者との賃金を比較すると、全産業では1時間当たり所定内給与額に男女とも大きな差がみられる。また、一般労働者は一定年齢まで年齢とともに賃金が高まっていくのに対して、短時間労働者に

ついては、年齢の上昇に伴う賃金の高まりはほとんど認められない。産業計短時間労働者と比べた場合、製造業における短時間労働者の所定内給与額は、男性については、ほぼ差がないが、女性については、24歳以下を除き、おおむね1割程度低い水準にある(図124-3)。

図 124-3 年齢階級別 1 時間当たりの所定内給与額



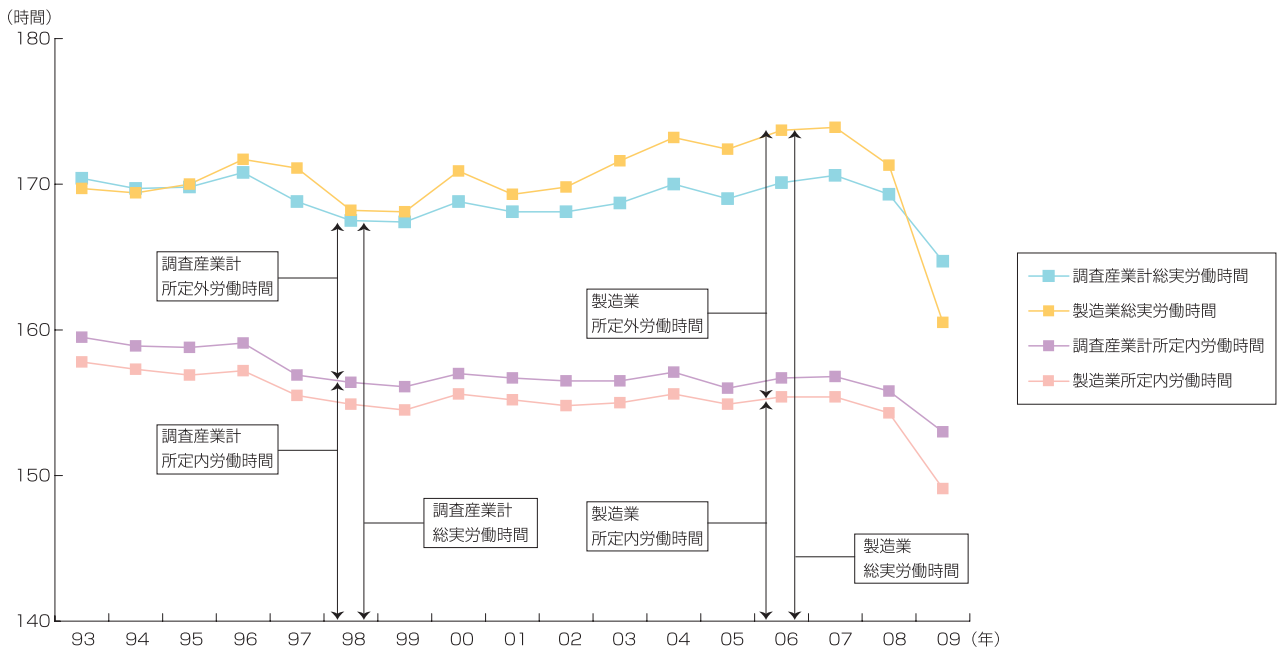
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査（2009年）」より作成

製造業の事業所規模5人以上の事業所における労働者（一般労働者）1人当たりの総実労働時間をみると、2009年は月平均で160.5時間となっており、前年に比べ10.8時間減少した。その内訳をみると、所定内労働時間は月平均149.1時間で前年に比べ5.2時間減少しており、所定外労働時間は月平均11.4時間で前年に比べ5.6時間減少している。なお、製造業の総実労働時間

は1995年以降調査産業計を上回っていたが、2009年は下回った（図124-4）。

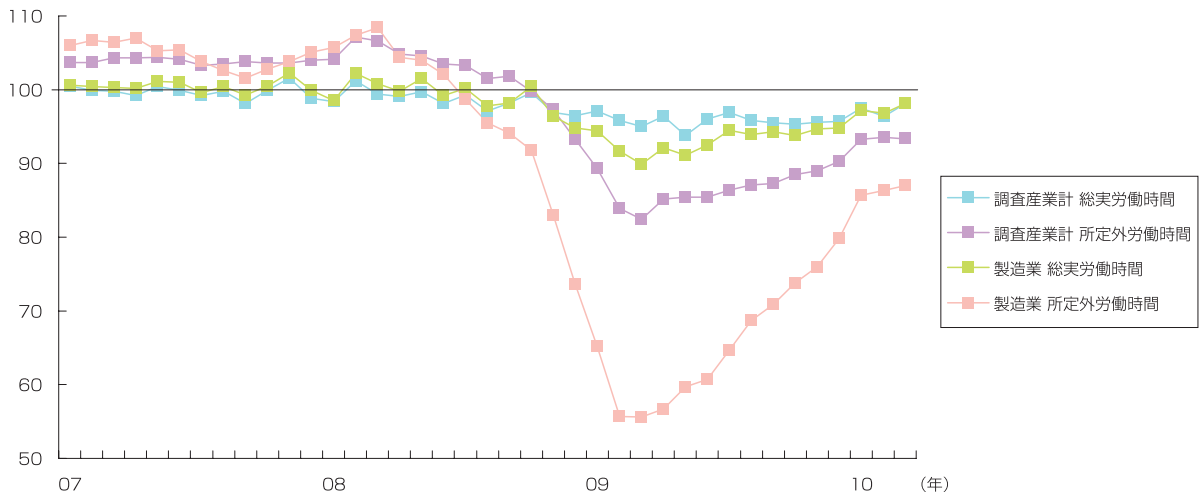
所定外労働時間（一般労働者及びパートタイム労働者の計）の最近の動向をみると、製造業の所定外労働時間は、2009年3月まで減少傾向が続いていたが、その後増加し、2010年1月には、2008年10月時とほぼ同水準となった（図124-5）

図 124-4 労働時間の推移



備考：1. 事業所規模5人以上。
 2. 労働時間は、一般労働者の労働時間を指す。
 3. 労働時間は、月間労働時間の年平均を示している。
 4. 事業所規模30人以上の調査事業所の抽出替えを1993、1996、1999、2002、2004、2007、2009年の各1月に行っているが、実数についてはギャップ修正を行っていないので時系列の比較については注意を要する。
 資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

図 124-5 総実労働時間・所定外労働時間の推移（2005年＝100、季節調整値）



備考：事業所規模5人以上。一般労働者とパートタイム労働者の計。2010年3月は速報値。
 資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

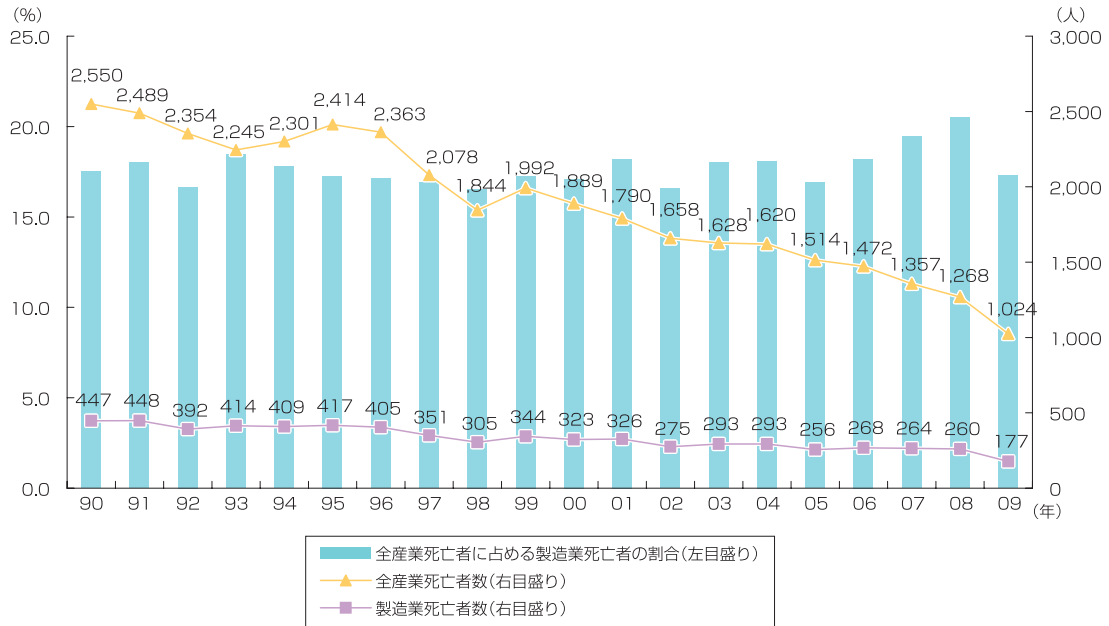
5 労働災害などの発生状況

2009年の全産業における労働災害による死亡者数は、2010年3月現在の速報値で1,024人と前年に比べて240人減少しており、製造業においては、177人と前年に比べて82人減少している(図125-1)。事故の型別では、前年同様、はさまれ巻き込まれ、墜落・転落

によるものが多かった(図125-2)。

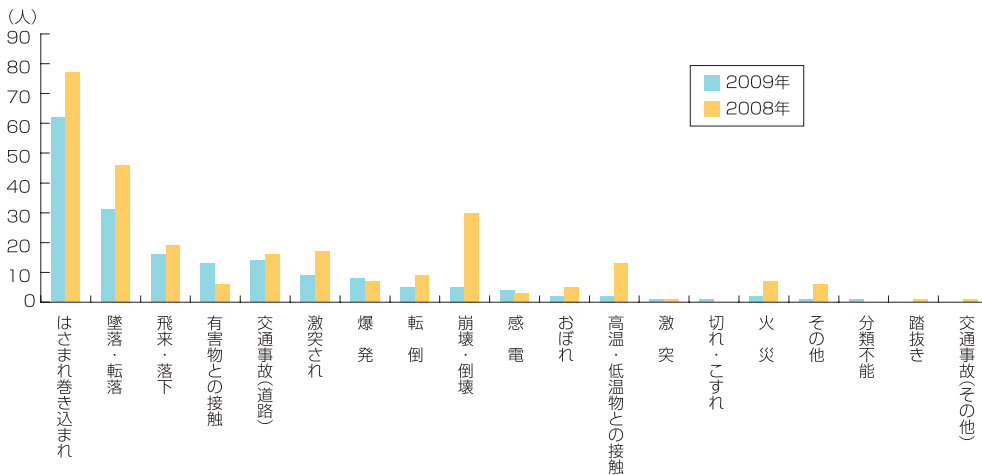
一方、2009年の全産業における労働災害による死傷者数(死亡及び休業4日以上)は、2010年3月現在の速報値で91,657人と前年に比べて12,923人減少しており、製造業においては、20,217人と4,881人減少している(図125-3)。

図125-1 死亡災害発生状況



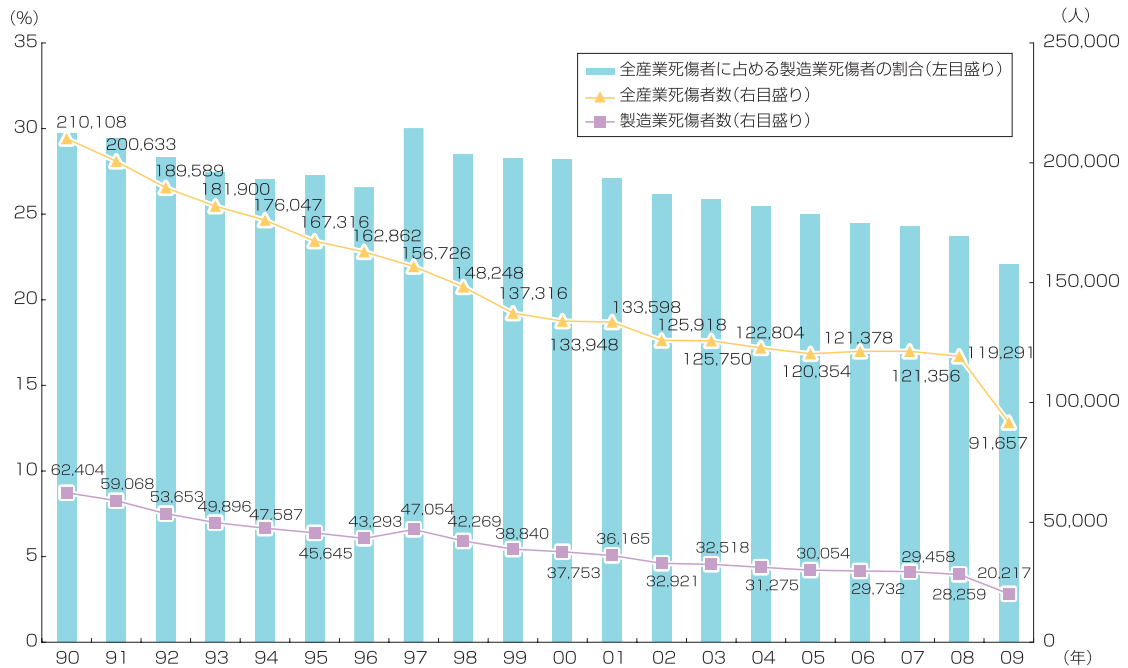
備考：2009年の災害件数は2010年3月現在の速報値
資料：厚生労働省調べ

図125-2 製造業における事故の型別死亡災害発生状況



備考：2009年の災害件数は2010年3月現在の速報値
資料：厚生労働省調べ

図 125-3 死傷災害発生状況



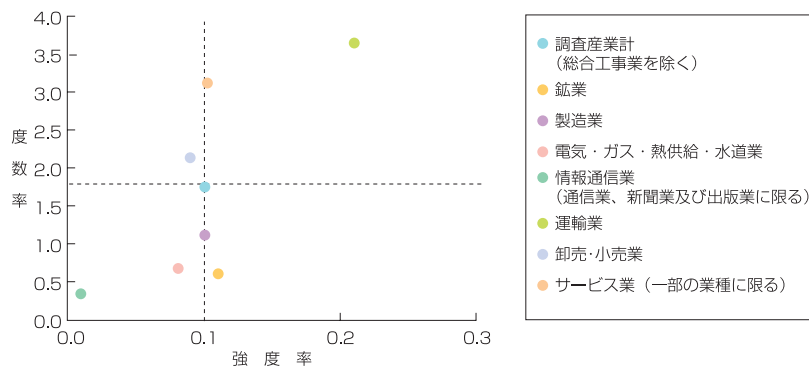
備考：休業4日以上の死傷災害を集計。(2009年は2010年3月現在速報値)
資料：厚生労働省調べ

事業所規模100人以上の2008年の労働災害発生状況をみると、製造業において、度数率（労働災害の発生の頻度）は1.12、強度率（労働災害発生の頻度に重さを加味したものは0.10となっており、調査産業計（総合工事業を除く）の度数率1.75、強度率0.10と比べ、度数率が低くなっている（図125-4）。死傷者1人平均

労働損失日数は、全産業においては54.6日と前年より7.1日減少し、製造業においては85.2日と前年より7.5日減少した（図125-5）。

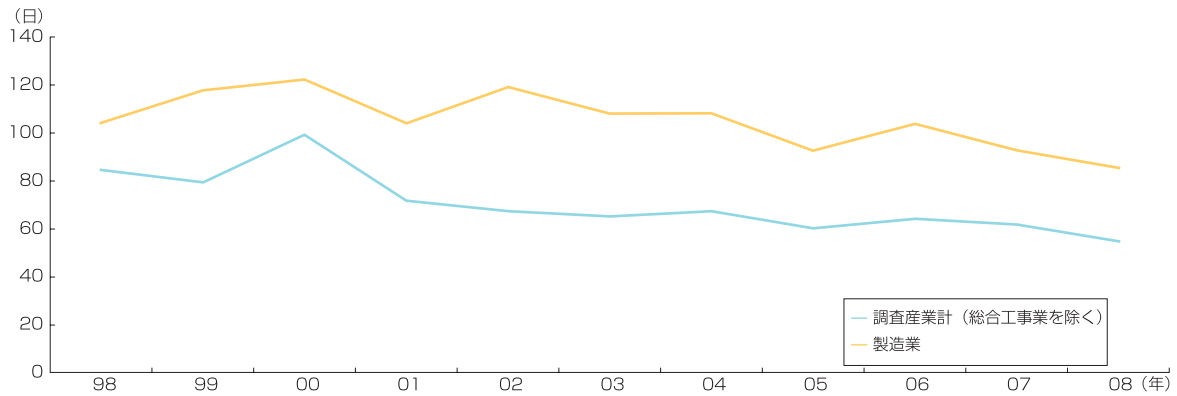
一方、2008年の製造業における休業4日以上の業務上疾病者数は1,965人と、前年に比べ95人減少している。

図 125-4 労働災害率



備考：点線は調査産業計（総合工事業を除く。）を示す。
資料：厚生労働省「労働災害動向調査」

図 125-5 死傷者 1 人平均労働損失日数の推移



備考：労働損失日数は次の基準により算出する。

死亡……………7,500 日

永久全労働不能……………別表の身体障害等級 1～3 級の日数 (7,500 日)

永久一部労働不能……………別表の身体障害等級 4～14 級の日数 (級に応じて 50～5,500 日)

一時労働不能……………所定休日も含めた暦日数の延休業日数に 300 / 365 を乗じた日数

別表 身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級 (級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数 (日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

資料：厚生労働省「労働災害動向調査」